

川 東 浄 水 場 更 新 事 業

募 集 要 項

令 和 6 年 6 月

都 城 市 上 下 水 道 局

目 次

1.	募集要項の位置づけ	1
2.	本事業の概要	1
2.1	事業の目的	1
2.2	事業内容に関する事項	1
2.2.1	事業名称	1
2.2.2	事業の対象となる公共施設等の種類	1
2.2.3	事業場所	1
2.2.4	代表者の氏名	2
2.2.5	既存施設の概要	2
2.2.6	工事の対象施設	3
2.2.7	対象業務の概要	7
2.2.8	事業方式	8
2.2.9	事業期間	8
2.2.10	事業スケジュール	8
2.2.11	遵守すべき関係法令等	8
3.	事業者の募集及び選定に関する事項	9
3.1	事業者の選定に関する事項	9
3.1.1	事業者に求めるもの	9
3.1.2	事業者の募集及び選定	9
3.1.3	選定委員会の設置	10
3.2	参加資格に関する事項	10
3.2.1	参加者の構成等	10
3.2.2	参加者の資格要件	11
3.2.3	参加資格確認基準日	13
3.3	事業に係る事業費等	13
3.3.1	提案上限額	13
4.	事業者選定のスケジュール等	14
4.1	事業者選定のスケジュール	14
4.2	募集公告及び募集要項等の公表	14
4.3	募集要項等に関する質問の受付並びに回答公表	14
4.4	参加の手続き	15
4.4.1	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	15
4.4.2	参加資格確認結果の通知	15

4.4.3	第1次技術提案書の提出	15
4.4.4	技術対話	16
4.4.5	提案書類の提出	16
4.4.6	参加の辞退	16
4.4.7	基礎審査及び基礎審査結果の通知	16
4.5	資料の閲覧及び現地調査	17
4.5.1	資料の閲覧	17
4.5.2	現地調査	18
5.	事業者の選定	18
5.1	提案書の審査	18
5.2	提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング	19
5.3	優先交渉者の決定	19
5.4	優先交渉者を決定しない場合	19
5.5	選定結果の公表	19
5.6	契約手続き	19
5.6.1	契約の締結	19
5.6.2	契約を締結しない場合	19
5.6.3	契約に要する費用の負担	20
5.6.4	契約保証金	20
5.6.5	前払金	20
6.	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
6.1	事業契約に関する基本的な考え方	21
6.2	本事業で予想されるリスクと責任分担	21
6.3	対象業務におけるサービスの水準	21
7.	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
8.	契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
9.	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	21
9.1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
9.2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	21
10.	その他事業の実施に関し必要な事項	22
10.1	本事業に係る情報の提供方法	22
10.2	公正な参加の確保	22
10.3	事業者を選定しない場合	22
10.4	参加者が1者のみであった場合	22
10.5	参加に当たっての費用の負担	22
10.6	提出書類への取扱い	22

10.6.1	著作権.....	22
10.6.2	提出書類の返却.....	22
10.6.3	特許権等.....	22
10.7	環境への配慮.....	23
10.8	本事業に係るアドバイザー.....	23
10.9	本事業に関する問合せ先.....	23

別紙 1 定義集

別紙 2 リスク分担表

【募集要項別添資料】

添付資料（1）要求水準書

添付資料（2）優先交渉者選定基準

添付資料（3）提出書類作成要領及び様式集

添付資料（4）設計及び建設工事請負契約書（案）

はじめに

都城市の川東浄水場（昭和 41 年設置）は、各施設の老朽化が著しく、特に着水井や浄水池は劣化が顕著で耐震性も不足している。また、川東浄水場からの送水先である母智丘配水池（昭和 50 年設置）も屋根部の劣化が顕著で耐震性も不足している。川東浄水場は本市で 2 番目の給水量を誇る基幹浄水場であり、有事の際に市民へ多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、今後南海トラフ大地震等の災害に備え、施設の更新及び改修により施設の耐震化を図り、より安心安全な水の供給に資する必要がある。

上記の背景を踏まえ、本市は川東浄水場の更新に係る基本計画及び基本設計を過年度迄に進め、さらに施設整備手法について、従来の分離発注方式だけでなく P P P / P F I 方式の導入が適切かどうかを評価するために、令和 3 年度に導入可能性調査を実施した。この調査の結果、川東浄水場更新事業（以下「本事業」という。）を設計・施工（改修含む）一括発注方式（D B R 方式）で実施することとした。

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、本事業のプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）を定めたので公表する。

【事業のコンセプト】

本事業を実施するにあたり、事業者に対して以下の 3 つのコンセプトを求めるものとする。

●水の安全・安定供給の確保

通常時の運転はもちろん、降雨等に伴う水質急変、水源における水質事故、その他地震や風水害等の非常時においても安定的に浄水処理が可能であることが求められる。

老朽化が著しく耐震性を有していない川東浄水場を更新（母智丘配水池は改修）することにより、水道水の安全性、安定供給を確保することを求める。

●効率的な全体工程計画及び運転切替計画の策定

本事業は、既設浄水場の施設全てが更新対象（母智丘配水池は改修工事）であり、敷地に余裕がない中でスクラップアンドビルドにより新設・切替・撤去を繰り返す、かつ長期間に渡る難易度の高い更新工事となる。

施工中の安全性・安定性を確保しつつ、既存施設から新設施設へ切り替える際にも運転を停止することがないよう実行性の高い運転切替計画を策定するとともに、全体工事工程を適切に管理することを求める。

●長期に亘る契約期間中の万全な設計施工体制の確立

本工事の事業期間は、設計・施工期間全体で約 10 年を予定しており、他事業者の事業期間に比べて長期間である。事業期間中に、事業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性も十分想定されるが、事業者には本事業が停止することがないようにコンソーシアム内（J V（共同企業体）を設立したコンソーシアムも含む）で万全な実施体制を確立して、事業に取り組むことを求める。

1. 募集要項の位置づけ

本募集要項は、都城市上下水道局（以下「市」という。）が、設計・施工（改修含む）一括発注方式（DBR方式）による本事業を実施する事業者について、公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行うにあたり、プロポーザル応募者を対象に交付するものである。

なお、以下の文書は募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。

添付資料（１）要求水準書

添付資料（２）優先交渉者選定基準

添付資料（３）提出書類作成要領及び様式集

添付資料（４）設計及び建設工事請負契約書（案）

2. 本事業の概要

2.1 事業の目的

川東浄水場（昭和 41 年設置）は、各施設の老朽化により特に着水井や浄水池（共に RC 造）は躯体の劣化が顕著で耐震性も低いため、当該浄水場の更新を実施するものである。また、川東浄水場からの送水先である母智丘配水池（昭和 50 年設置）も、ドーム屋根部の劣化が著しく底版部の耐震性も有していないため、浄水場の更新に併せて部分改修・耐震補強を実施するものである。

2.2 事業内容に関する事項

2.2.1 事業名称

川東浄水場更新事業

2.2.2 事業の対象となる公共施設等の種類

川東浄水場、母智丘配水池

2.2.3 事業場所

川東浄水場（宮崎県都城市下川東三丁目 1 号 4 番）

母智丘配水池（宮崎県都城市横市町 6689 番地 2）

位置図

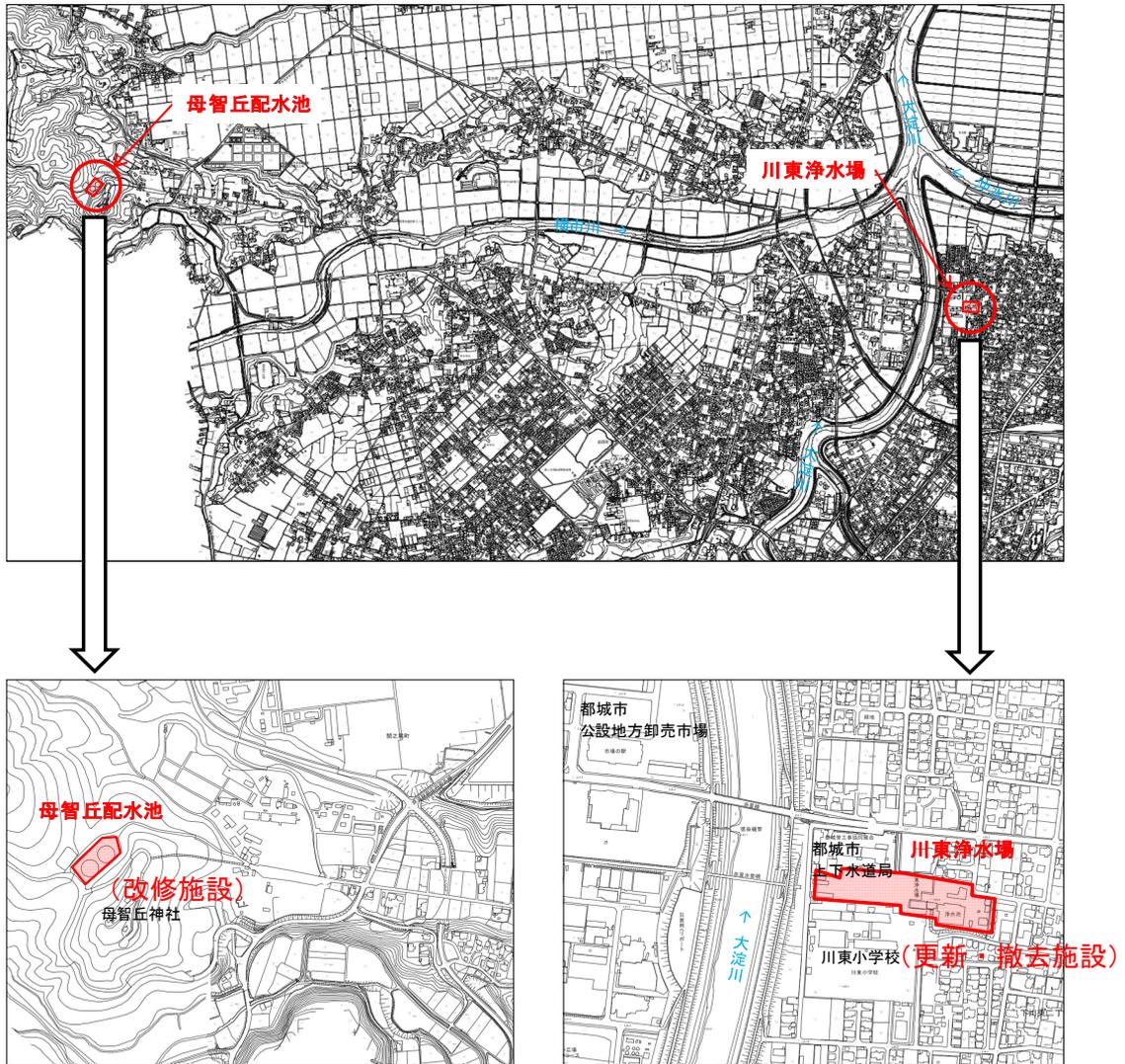


図 2.2.1 本事業の位置図

2.2.4 代表者の氏名

都城市水道事業 代表者 都城市長 池田 宜永

2.2.5 既存施設の概要

既存施設の概要を以下に示す。

表 2.2.1 既存施設の概要

名 称	川東浄水場	母智丘配水池
竣 工 年 度	昭和 41 年度	昭和 50 年度
水源・取水場	深井戸 14 井	—
施 設 能 力	計画一日最大浄水量 21,900m ³ /日	有効容量 6,000m ³ ×2 池
浄水処理方式	塩素消毒	—
主 要 な 施 設	着水井 (No. 1、2)、浄水池、送 水ポンプ室・監視室、発電機室・ 倉庫	配水池、弁室

2.2.6 工事の対象施設

本事業の対象施設には更新・撤去施設と改修施設がある。工事対象施設の概要を表 2.2.2 に示す。本事業の対象施設である川東浄水場系の施設フロー（現況）について、図 2.2.2 に示す。

表 2.2.2 工事対象施設の概要

対象施設等	概 要
川東浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ・(既設) 計画一日最大浄水量 21,900m³/日 ・(更新) 計画一日最大浄水量 18,436m³/日
浄水処理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・(既設) 塩素消毒 ・(更新) 除鉄除マンガンろ過+塩素消毒
着水井	<ul style="list-style-type: none"> ・既設撤去及び新設する。川東系及び吉尾系水源の原水について、原水に含まれるシラス等の沈降分離及び水位変動の安定化を図るための施設とする。
除鉄・除マンガン処理装置	<ul style="list-style-type: none"> ・1系の原水を対象としたマンガン砂等による鉄及びマンガン除去に必要な接触槽及び設備を新設する。
浄水池	<ul style="list-style-type: none"> ・既設撤去及び新設する。川東浄水場で浄水処理した水の送水流量調整を行うための水槽とする。
浄水池兼配水池	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の地震等災害時の重要拠点施設としての役割や今後、川東浄水場系の配水拠点である母智丘配水池が事故や補修等で長期間に亘り運用が停止した場合に備え、非常時に配水区域内へ一定の直送配水ができるものとして新設する。
薬注設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既設撤去及び新設する。浄水処理に必要な全ての薬品注入設備とする。
送水ポンプ設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既設撤去及び新設する。川東浄水場浄水池兼配水池の浄水を母智丘配水池に送水するための施設、また非常時に配水区域内へ一定の直送配水するための設備とする。
電気計装設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既設撤去及び新設する。浄水施設に必要な受変電設備、動力設備、電気計装設備とする。
発電機設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既設撤去及び新設する。停電時に取水(一部)・浄水・送水施設の運転や監視に必要な電源を供給する。局舎用の電源は含まない。
中央監視設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既設撤去及び新設する。ハード機器は新設し、ソフトは既存のシステムと同等以上の仕様へ改良する。現在、川東浄水場で市の全ての水道施設を遠方監視しているため、更新後も同様な遠方監視が可能な仕様とする。
管理棟など	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の電気室及び送水ポンプ室、発電機室及び倉庫、受電棟、自家発棟、公用車庫を撤去し、新たに管理棟、電気・ポンプ棟、発電機・薬注棟、原水棟、倉庫棟を新設する。なお、維持管理性に配慮した合棟案による提案も可とする。
場内配管	<ul style="list-style-type: none"> ・既設場内の導水管、送水管、排水管を撤去し、浄水場更新に伴い、移設・切替が必要となる導水管、送水管、浄水施設廻り配管などの場内配管を新設する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場更新に伴う造成工事、場内整備とする。(既設擁壁撤去、既設側溝撤去含む)
母智丘配水池	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の部分改修・耐震補強とする。 ・ドーム屋根は改修、側壁は外面防水塗装・内面防食塗装による補修、底版はコンクリート増打ちによる耐震補強及び内面防食塗装による補修を想定している。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象施設の撤去では、附帯する設備、配管・配線、弁類・弁室等も解体撤去する。 ・浄水場に隣接する住宅及び小学校に対し、施工や施設運転時の騒音、振動等の軽減を図ること。また、景観に配慮した構造・仕様の施工に努めること。 ・浄水場更新工事については、工事期間が長期となることが予想されるため、現況施設運転への影響緩和や施工性の確保はもとより、周辺環境や市の日常業務などに配慮した施工計画を立案すること。

川東浄水場系 水道施設フロー（現況）

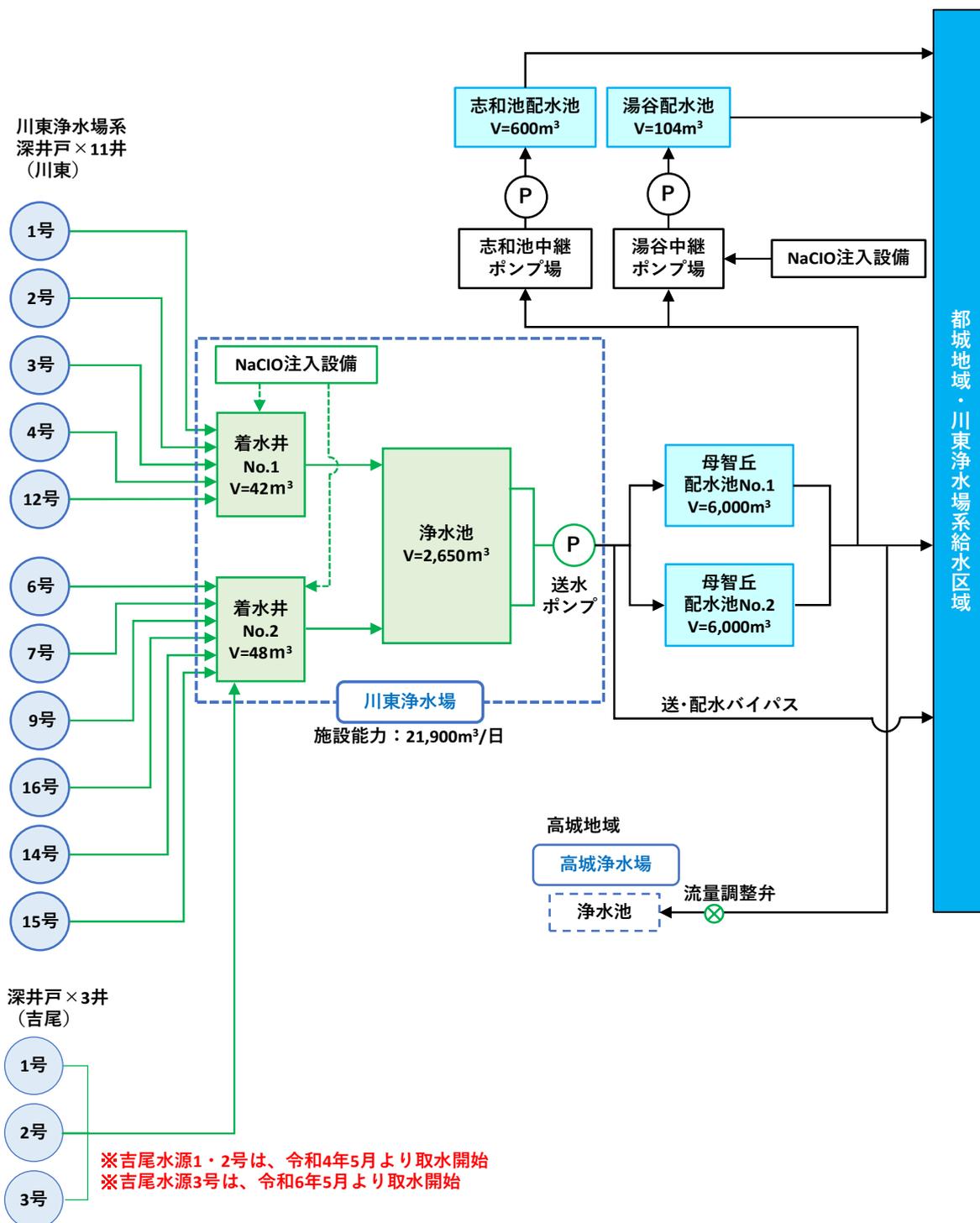


図 2.2.2 川東浄水場系統の施設フロー（現況）

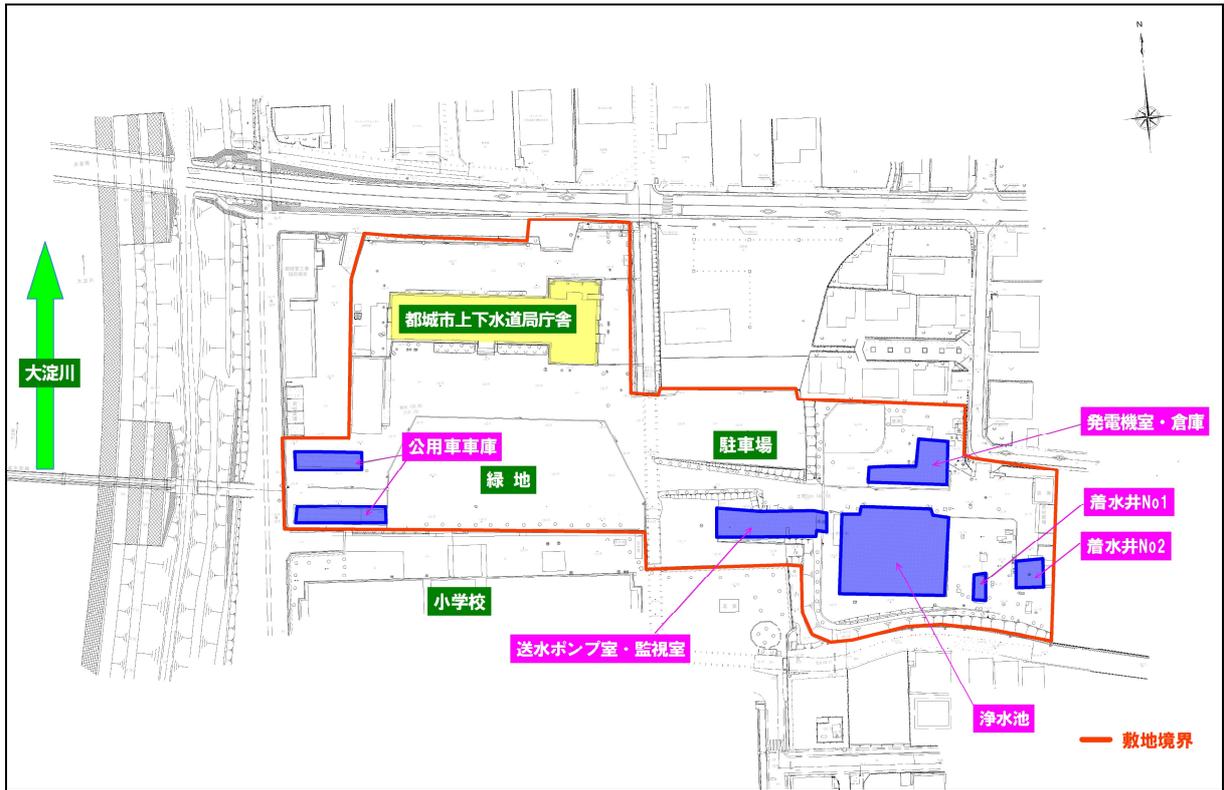


図 2.2.3 川東浄水場平面図（現況）

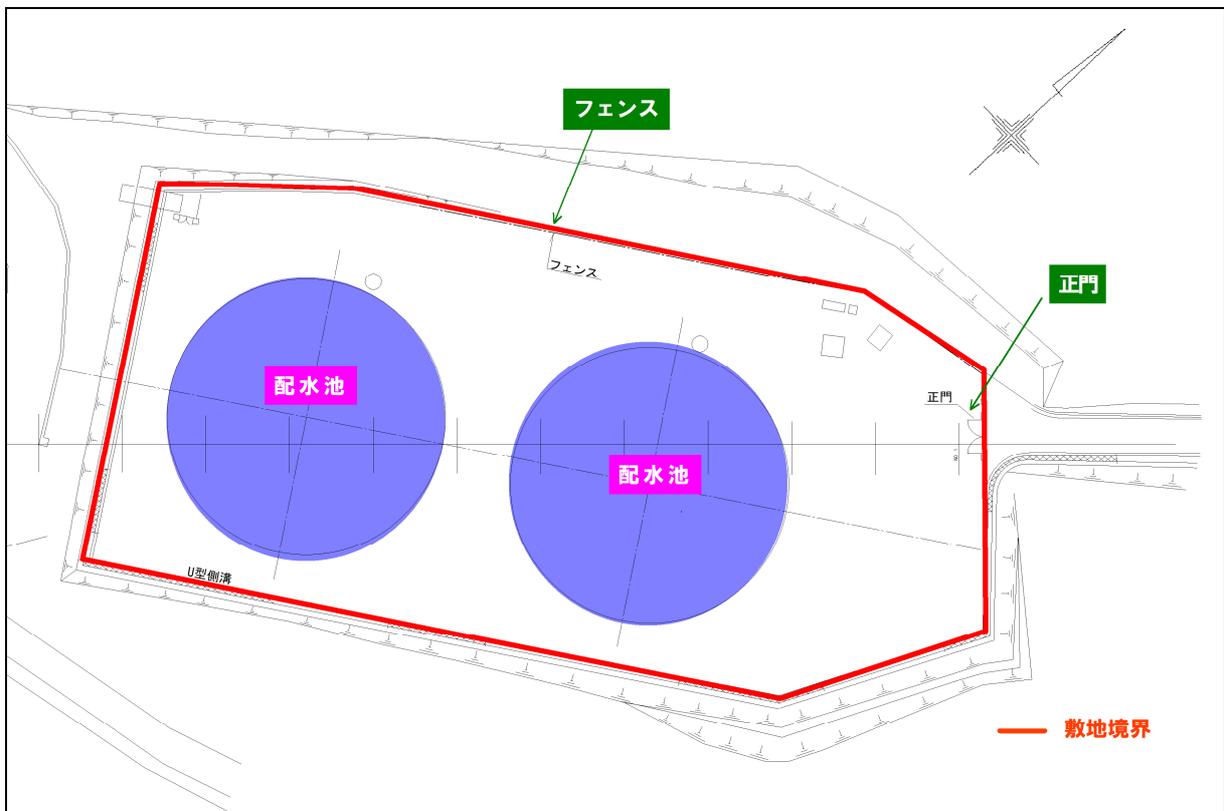


図 2.2.4 母智丘配水池平面図（現況）

2.2.7 対象業務の概要

本事業の対象業務（以下、「本業務」という。）を表 2.2.3 に示す。事業者は、本事業に係る設計及び施工を一体の事業として実施する。

表 2.2.3 本事業の対象業務

対象業務		概 要
調査	周辺環境調査、電波障害等対策業務	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下、車両交通、家屋などの周辺環境調査、電波障害等対策に関する事前及び事後調査業務を行う。
	測量調査	設計・施工に必要とする部分の測量調査を行う。
	地質調査	事業者提案の施設配置に伴い必要となる追加調査を行う。
	アスベスト調査	既存施設撤去に伴い必要となるアスベスト調査を行う。
	地下埋設物調査	工事に影響が考えられる地下埋設物位置確認のための試掘調査等を行う。
	既存コンクリートの強度等試験	母智丘配水池については、改修設計の条件を設定するために、ドーム屋根、底版を対象にコンクリートの強度および中性化試験等を行う。
設計	詳細設計	本事業の対象施設に関する提案内容を具体化させるとともに、市において実施した基本設計の設計図書を確認する。浄水処理フローの検討、配置計画の検討、施設計画、容量計算、水理計算、施工方法の検討、維持管理方法の検討を行い、工事に必要な設計図書を作成するための詳細設計を行う。
	設計に伴う他機関協議における補助業務	河川協議、道路協議などの支援を行う。
	各種申請書類等作成の補助	建築確認申請などの対応を行う。
	監査等への対応補助	監査等において支援を行う。
建設	土木工事	浄水場内の浄水施設、場内配管等の新設工事、場内整備工事、また、配水池の改修・耐震補強工事を行う。
	建築工事	電気室・ポンプ室・管理棟等の新築工事を行う。（建築附帯設備含む）
	機械設備工事	除鉄除マンガンろ過設備、送水ポンプ設備等の各機械設備工事を行う。
	電気計装設備工事	機械設備の運転及び監視制御に必要な電気計装設備工事及び場内・場外向けの中央監視設備工事を行う。
	撤去工事	本工事の実施に当たり不要となる構造物、基礎、設備、配管、弁室等の撤去工事を行う。
	建設に伴う各種申請書類等の作成	建設に伴う各種申請等の手続きに必要な書類を作成する。
	設備台帳作成	工事対象施設である浄水施設、配水施設、管路等の台帳を作成する。
	資産台帳作成	工事対象施設の固定資産の分類ごとに台帳を作成する。
	施設の引渡し	試運転、運転操作研修、運転・維持管理方法を記載した文書等の作成を行う。

2.2.8 事業方式

本事業は、性能発注による設計・施工（改修含む）一括発注方式（以下、「DBR方式」という。）とする。

2.2.9 事業期間

本事業は、契約締結の日から令和16年3月末までを事業期間とする。

2.2.10 事業スケジュール

事業のスケジュールは、概ね以下のとおりを予定している。

表 2.2.4 事業スケジュール（予定）

項 目	時 期
契約の締結	令和7年3月
設計・施工の着手	契約締結日以降
設計・施工期間 ・主に設計の期間 ・主に撤去・更新工事の期間	令和7年3月～令和16年3月（9年1か月） ・令和7年3月～令和9年3月（2年1か月） ・令和8年4月～令和16年3月（8年0か月）
浄水場・配水池の施工完了	令和16年3月31日
浄水場・配水池の供用開始	令和16年4月1日

2.2.11 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 事業者の選定に関する事項

3.1.1 事業者に求めるもの

本事業は、民間の技術的能力に期待し、川東浄水場における施設の設計及び施工（母智丘配水池の改修を含む）を一括して発注するDBR方式により実施するものである。本事業では、既設浄水場の施設全てが更新対象（母智丘配水池は改修対象）であり、敷地が限られているため、施設ごとに新設・切替・撤去を繰り返しかつ長期間に渡る難易度の高い工事となる。以上のことから、本事業に参加する者（以下、「参加者」という。）は、以下の事項を十分に認識した上で、参加及び技術提案に望むこととする。

- 水の安全・安定供給の確保
- 効率的な全体工程計画及び運転切替計画の策定
- 長期に亘る契約期間中の万全な設計施工体制の確立

3.1.2 事業者の募集及び選定

事業者の募集及び選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により実施する。また、事業者選定の手続きは、以下のとおり実施する。

ア 参加資格確認

参加資格の確認として、「3.2 参加資格に関する事項」に規定する要件を満たすことや一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

イ 技術対話

上記アにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された参加者に対して、具体的な提案内容を記した第1次技術提案書の提出を求める。

本事業に対する市の求める要求事項等について、参加者の理解度を測りそれを深めることで市の意図する技術提案を得ることを目的とし、提出された第1次技術提案書を基に市と参加者の間で技術対話を実施する。

技術対話においては、第1次技術提案書の概要、特徴について説明を求めるとともに、不明点等について質疑応答を行う。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

上記イを踏まえて、参加者は必要に応じて技術提案書の見直しを行い、具体的な業務の提案内容や提案価格等を取りまとめた提案書を提出する。

参加者から提案書が提出された後、参加者はプレゼンテーションを実施し、提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のためにヒアリングを受ける。3.1.3 に示す「川東浄水場更新事業に係る事業者選定委員会」において、当該参加者のプレゼンテーションを受け、その後ヒアリングを行う。

エ 提案内容の審査

参加者からの提案内容を市の定める要求水準（以下、「要求水準」という。）との適合性、設計・施工計画の妥当性、確実性及び提案価格等から総合的に評価する。なお、提案内容の審査は、提出された書面のほか、ウに示したとおり、参加者のプレゼンテーションにより行う。

3.1.3 選定委員会の設置

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成 24 年度告示第 254 号）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、「川東浄水場更新事業に係る事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。委員は、庁内関係部課長等及び学識経験者の 6 名で組織し、委員構成は、本事業の契約締結後に公表するものとする。

選定委員会は、各参加者の提案内容の評価を行い、総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とする。市は、選定委員会の選定結果をもとに優先交渉者を選定する。

事業者選定までの間に、選定委員会の委員及び市担当者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触、働きかけ等を行った場合、当該参加者は参加資格を失う。

3.2 参加資格に関する事項

3.2.1 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 参加者は、本工事を実施するために必要な能力を備えた設計業務の実施を担う者及び建設業務の実施を担う者の複数企業により構成されるグループ（以下、「コンソーシアム」という。）とする。なお、参加に先立ち、JV（共同企業体）を設立したコンソーシアムでも良いものとする。コンソーシアムは、それぞれ単独の設計企業、土木工事企業、建築工事企業、機械器具設置工事企業、電気工事企業、水道施設工事企業で構成される者とする。ただし、土木工事企業と建築工事企業、機械器具設置工事企業と電気工事企業と水道施設工事企業については、それぞれ 1 社で兼ねる事ができるものとする。

イ コンソーシアムを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うものとし、3 社以上とする。コンソーシアムは構成員の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が参加資格の申請及び手続きを行う。

ウ コンソーシアムの構成員には、都城市内に本社（本店）を有する者を 1 社以上含めるものとする。

エ コンソーシアムは、本施設の設計を行う企業（設計企業）、本施設の建設及び撤去を行う企業（建設企業）を含む企業により構成されることを基本とする。

オ コンソーシアムは、参加表明書の提出時に、代表企業及びその他の構成員（設計企業及び建設企業）の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。

カ 代表企業の変更は、原則として認めない。

キ コンソーシアムの構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合は、市と協議を

行い、新たな構成員とすることができる。

ク コンソーシアムの構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。

ケ コンソーシアムは、本工事の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り都城市内業者を活用するように努めるものとする。なお、下請業者においては、3.2.2 ア (ア)の要件を満たす者とする。

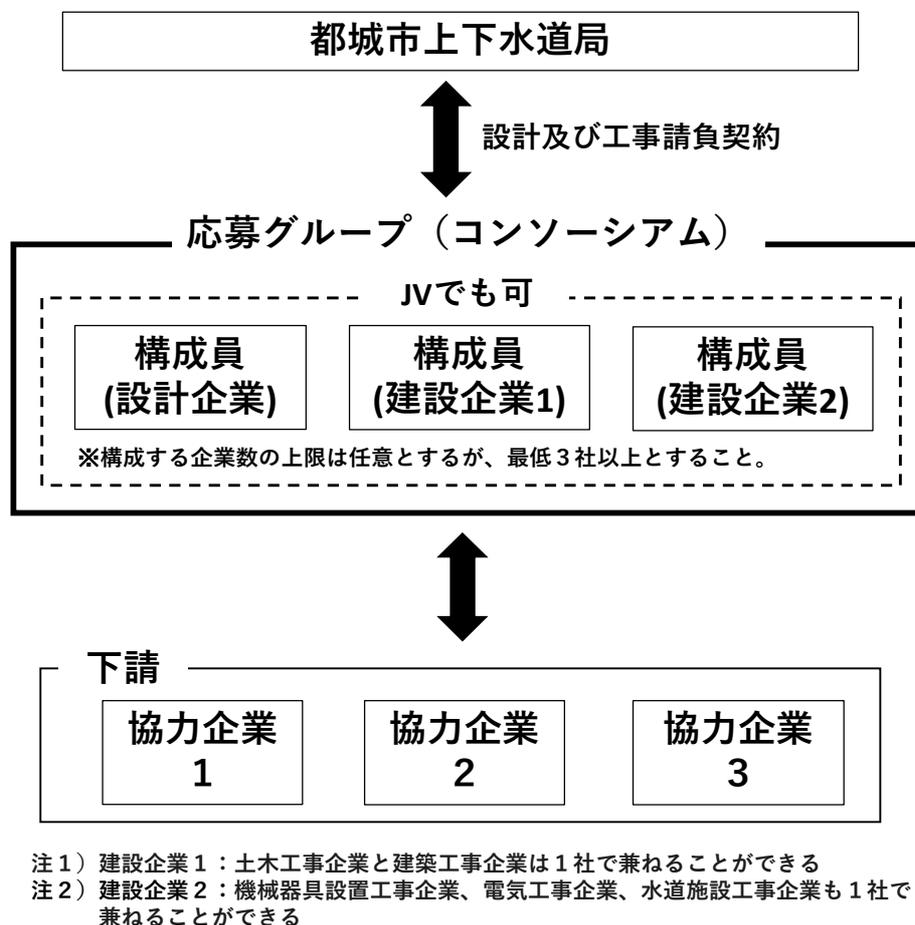


図 3.2.1 本工事の事業スキーム

3.2.2 参加者の資格要件

参加者の資格要件は、次のとおりとし、各項の要件を全て満たす者とする。

ア 共通の資格要件

(ア) 「都城市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置に関する要綱（平成 18 年都城市告示第 28 号）」に基づく指名停止措置を受けていない者。

(イ) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者。

a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）

b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- (ウ) 消費税及び地方消費税、法人税に未納の税額がない者。
- (エ) 都城市に未納の税額がない者。
- (オ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。
 - ・株式会社日水コン
 - ・LM虎ノ門南法律事務所
- (カ) 本事業の事業者選定委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社以外の者。
- (キ) 都城市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき各々の担当する工事の建設業許可業種に登録されている者。
- (ク) 都城市暴力団排除条例の規定を遵守している者。
- (ケ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

イ 各業務の実施企業の参加資格要件

コンソーシアムの構成員は、本施設の設計及び施工の各業務を行うものとして、以下の(ア)～(イ)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

- (ア) 設計企業
 - a 都城市競争入札参加資格者名簿（建設コンサルタント業務）に登録されていること。
 - b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - c 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。
 - d 国内において、平成 21 年 4 月 1 日以降に日量 1 万 m³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）の新設、増設又は更新（改良）工事に係る設計業務実績を有すること。
 - e 設計を複数の企業で実施する場合は、a の要件については、全ての企業で満たすこと。また、b、c 及び d の要件は 1 者以上が該当すること。
- (イ) 建設企業
 - a 都城市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されていること。
 - b 市外業者は、参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査結果通知書【最新のもの】の総合評定値（P 値）が、土木工事企業は土木一式工事、建築工事企業は建築一式工事、水道施設工事企業は水道施設工事、機械器具設置工事企業は機械器具設置工事、電気工事企業は電気工事についてそれぞれ 1,000 点以上であること。

- c 市内業者は、参加表明書の提出期限日において、都城市の建設業者等級格付けがAクラスであること。
- d 機械器具設置工事企業は、平成 21 年 4 月 1 日以降に日量 1 万 m³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（上水道）の新設、増設又は更新（改良）工事（ろ過設備、ろ過池、送水ポンプ設備の一部更新（改良）工事も含む）に係る施工業務実績を有すること。
- e 土木工事企業及び建築工事企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たしていること。
- f 機械器具設置工事企業及び電気工事企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事、電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たしていること。
- g 土木工事企業は土木一式工事の監理技術者を配置できること。
- h 機械器具設置工事企業は機械器具設置工事の監理技術者を配置できること。

3.2.3 参加資格確認基準日

- ア 参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限の最終日とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から技術提案書の提出までの間、コンソーシアムの構成員が 3.2.2 の参加資格を欠くに至った場合、当該コンソーシアムは本プロポーザルに参加することができない。ただし、参加資格審査を経た上で、3.2.2 の参加資格要件に該当する構成員と変更し、本プロポーザルに参加することを認めるものとする。
- ウ 技術提案書の提出の翌日から契約締結までの間、コンソーシアムの構成員が 3.2.2 の参加資格を欠くに至った場合、市は当該コンソーシアムを事業者選定の審査対象から除外する。

3.3 事業に係る事業費等

3.3.1 提案上限額

本事業の提案上限額は、以下のとおりとする。

提案上限額 5, 499, 018, 000円
 （消費税及び地方消費税相当額 499, 910, 727円を含む）

4. 事業者選定のスケジュール等

4.1 事業者選定のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、表 4.1.1 に示すとおり予定している。なお、スケジュールは公衆衛生に関わる緊急事態などの不可抗力により、日程を変更する可能性がある。

表 4.1.1 事業者選定のスケジュール（予定）

実施事項	日程
募集要項等（募集要項、要求水準書、優先交渉者選定基準、提出書類作成要領及び様式集、設計及び建設工事請負契約書（案））の公表	令和6年6月3日
資料閲覧及び現地調査	令和6年6月10日～9月20日
募集要項等に関する質問等の受付	令和6年6月3日～6月20日
募集要項等に関する質問等への回答公表	令和6年7月12日
参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付	令和6年7月16日～7月26日
参加資格確認結果の通知	令和6年8月13日～20日
第1次技術提案書の受付	参加資格確認結果の通知日～10月21日
技術対話の実施	令和6年10月28日～31日
提案書類の受付	技術対話の実施日～令和6年11月22日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年2月中旬
優先交渉者の選定・結果通知	令和7年2月下旬
契約条件等の交渉協議	令和7年2月下旬～3月上旬
事業者の決定・契約締結	令和7年3月中旬
契約締結の公表	令和7年3月下旬

4.2 募集公告及び募集要項等の公表

市は、令和6年6月3日（月）に本事業の募集公告及び募集要項等の公表を行う。

4.3 募集要項等に関する質問の受付並びに回答公表

募集要項等に関する質問の受付並びに回答公表は、以下のとおり行う。

（1）質問対象

質問対象は、公募資料全般に関することとする。

（2）質問の受付

受付期間：令和6年6月3日（月）から6月20日（木）まで（午後5時必着。）

提出方法：電子メールで提出のこと。

【様式】募集要項等に関する質問書（様式I-2）

【電子メール件名】「募集要項等に関する質問（応募者名）」

【宛先及び注意事項】「10.9 本事業に関する問合せ先」参照

(3) 回答の公表

令和6年7月12日(金)に、市のホームページを通じて公表する。回答に当たっては質問者を匿名化する。

4.4 参加の手続き

4.4.1 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

参加者は、「3.2 参加資格に関する事項」に示した条件を満たしていることを証明するため、必要な書類を下記のとおり提出すること。

なお、提出期限までに同書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

「添付資料(3) 提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

(2) 提出期間

令和6年7月16日(火)から令和6年7月26日(金)まで(午後5時必着。)

(3) 提出方法

「10.9 本事業に関する問合せ先」宛に持参もしくは郵送により提出する。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。

なお、市は、提出された参加資格確認申請書等を確認した上で、軽微な不備の補正など、必要があると判断した場合は、参加資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

4.4.2 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加者の代表企業に対して、令和6年8月20日(金)までに市から書面により通知する。

この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して郵送にて通知する。

参加資格確認結果の通知において、参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類や電子ファイルなどに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、参加資格を取り消す。

4.4.3 第1次技術提案書の提出

参加資格の確認を受けた参加者は第1次技術提案書を提出する。

(1) 提出書類

「添付資料(3) 提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

(2) 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和6年10月21日(月)まで(午後5時必着。)

(3) 提出方法

「10.9 本事業に関する問合せ先」宛に持参により提出する。その他の方法による提出は認めない。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）とする。

4.4.4 技術対話

本事業に対する市の求める要求事項等について、参加者の理解度を測り、それを深めることで、市の意図する技術提案を得ることを目的として、第1次技術提案書を基に、市と参加者の間で技術対話を実施する。

技術対話においては、第1次技術提案書の概要、特徴について説明を求めるとともに、不明点等について質疑応答を行う。

技術対話の詳細な日時及び場所等については、第1次技術提案書の受付後に市より参加者の代表企業に対して個別に通知する。

実施に当たっては、参加者が他の参加者を認知することのないよう十分留意し、他者の提案内容、参加者数等の他者に関わる情報は一切提示しないものとする。

参加者側の出席者は5名まで可とするが、参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。

4.4.5 提案書類の提出

市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、技術対話を踏まえ、提案書類一式を審査用に提出する。なお、提出期限以降は、提案書類の差替及び再提出は認めない。

(1) 提出書類

「添付資料（3）提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

(2) 提出期間

技術対話の実施日から令和6年11月22日（金）まで（午後5時必着。）

(3) 提出方法

「10.9 本事業に関する問合せ先」宛に持参により提出する。その他の方法による提出は認めない。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）とする。

4.4.6 参加の辞退

市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、参加を辞退する場合には、提案書類提出期限日時までに、参加辞退届（様式I-3）を「10.9 本事業に関する問合せ先」に持参により提出すること。

4.4.7 基礎審査及び基礎審査結果の通知

提出された提案書類について、要求水準書の項目を満足しているか確認するため、基礎審

査を行う。要求水準書の項目を明らかに満足していないことが確認された場合には失格とする。失格の場合のみ、プレゼンテーションの実施日までに参加者の代表企業に書面により通知する。

4.5 資料の閲覧及び現地調査

4.5.1 資料の閲覧

参加希望者及び参加者に対して、本事業に係る資料閲覧の期間を設ける。なお、
4.5.2 現地調査と合わせて実施する。

希望するものは、所定の手続きにより事前に申込みするものとする。

なお、資料の閲覧においては、質問・意見は一切受け付けない。

(1) 実施期間

閲覧期間は、令和6年6月10日（月）から令和6年9月20日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。）

(2) 実施場所

都城市上下水道局（都城市下川東三丁目 3235 番地）

(3) 申込方法

資料閲覧・現地調査申込書（様式 I - 1）に必要事項を記入し、電子メールにより「10.9 本事業に関する問合せ先」宛に申込みのものとする。その他の方法による申込みは認めない。

電子メール件名は「資料閲覧・現地調査申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、印鑑を捺印した原本を当日持参すること。

(4) 申込期限

資料閲覧希望日の1週間前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(5) 閲覧資料等

①閲覧が可能な資料は、表 4.5.1 に示す紙資料とする。

②資料閲覧において知り得た情報は、本事業に関する検討のみに使用するものとし、第三者に漏らさないものとする。

③閲覧資料のコピー、持ち出しは不可とするが、閲覧場所でのデジタルカメラによる写真撮影は可とする。

④資料閲覧時に、申出があれば、表 4.5.1 に示す資料の一部電子データを収納したDVD-Rを提供し、その場で複製することは可能とする。ただし、複製のためのノートPCなどの機器は希望者が準備すること。

⑤参加人数については、1企業3名までとする。

⑥閲覧資料は本プロポーザルの応募に使用する目的以外についての使用は一切認めない。

表 4.5.1 閲覧資料リスト

番号	資料名
1	川東浄水場 運転管理データ（令和3年度の日報、月報など） ※母智丘配水池含む
2	地下埋設物に関する既存資料
3	中央監視設備に関する参考資料
4	地質調査報告書
5	測量調査報告書
6	母智丘配水池天井部コンクリート劣化調査委託報告書
7	基幹施設耐震性能一次診断業務報告書
8	配水池耐震二次診断業務報告書
9	川東浄水場に係る電力費・薬品費・維持管理費等（運転管理委託費を除く）の実績（令和元年度～令和3年度）

4.5.2 現地調査

参加希望者に対して、現地調査の期間を設ける。

希望するものは、所定の手続きにより事前に申込みするものとする。

なお、現地調査においては、質問・意見は一切受け付けない。

(1) 実施期間

実施期間は、資料閲覧と同様とする。

(2) 実施場所

川東浄水場（宮崎県都城市下川東三丁目1号4番）

母智丘配水池（宮崎県都城市横市町6689番地2）

(3) 申込方法

申込方法は、資料閲覧と同様とする。

(4) 申込期限

申込期限は、資料閲覧と同様とする。

(5) 現地調査等について

①現地調査については、決められた時間内で自由に調査可能とする。現地調査に市は同行しない。

②現地説明については、希望者のみに対して市が行う。

③参加人数については制限なし。

5. 事業者の選定

5.1 提案書の審査

3.1.3 で示した選定委員会において、「添付資料（2）優先交渉者選定基準」に基づき、応募者の提案内容の評価を行い、総合評価点が最も高い参加者の提案を最優先提案とし、優先交渉者を選定する。市は、選定委員会の選定結果をもとに優先交渉者を決定する。

5.2 提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

参加者から提案書が提出された後、参加者はプレゼンテーションを実施し、同時に市からヒアリングを受ける。

プレゼンテーション及びヒアリングは、提案書に基づく説明資料等により実施するものとし、追加提案は認めない。プレゼンテーションは、原則、パワーポイントを用いたスクリーンへの映写により行うものとする。

プレゼンテーション及びヒアリングは、表 4.1.1 に示す時期に開催するが、詳細な日時、場所及び内容等は事前に代表企業に通知する。

5.3 優先交渉者の決定

市は、選定委員会による最優秀提案者の選定結果をもとに、優先交渉者を決定する。

5.4 優先交渉者を決定しない場合

事業者の募集及び優先交渉者の決定の過程において、参加者がいない、あるいはいずれの参加者の提案によっても本事業をDBR方式で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

5.5 選定結果の公表

市は、選定委員会における選定結果を取りまとめて、速やかに参加者に対して通知する。なお、選定結果についての問い合わせには応じない。

5.6 契約手続き

5.6.1 契約の締結

市は、本事業をDBR方式で実施するため、優先交渉者と「添付資料（４）設計及び建設工事請負契約書（案）」により、設計及び建設工事請負契約を締結する。

5.6.2 契約を締結しない場合

提案書の受付締切日から契約締結日までの期間において、優先交渉者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉者と契約を締結しない。この場合において、当該優先交渉者は違約金として、落札金額の100分の3に相当する金額を市に支払わなければならない。

- ① 都城市建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- ② 都城市暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札参加排除措置を受けたとき。
- ③ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受け、市と契約を締結できないとき。

④建設業法第 29 条の規定による許可の取消処分を受けたとき。

5.6.3 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉者の負担とする。

また、契約締結までに、建設業退職金共済組合の掛金収納書及び任意労災加入証明書を提出すること。

5.6.4 契約保証金

契約に係る契約保証金は、設計及び建設工事請負契約金額の 100 分 10 以上の額又はこれに代わる担保を契約保証金として市に納める。

契約保証金の詳細は「添付資料（４）設計及び建設工事請負契約書（案）」による。

5.6.5 前払金

前払金については、「添付資料（４）設計及び建設工事請負契約書（案）」に基づき行う。

6. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

6.1 事業契約に関する基本的な考え方

市は、優先交渉者に選定された参加者との契約交渉を踏まえ、優先交渉者との間で基本契約を締結し、これに基づき市と代表企業（建設JVを組織する場合にはJV）との間で、本事業にかかる設計及び建設工事請負契約書（以下、「本契約」という。）を締結する。

なお、優先交渉者選定日の翌日から契約締結日までの間、優先交渉者に選定された参加者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、市は当該参加者と契約を締結しない場合がある。

6.2 本事業で予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、発注者と事業者の分担概略を「別紙2」に示す。また、本事業の契約内容については、「添付資料（4）設計及び建設工事請負契約書（案）」において定めるものとし、最終的に本事業にかかる請負契約書で確定する。

6.3 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中、市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。本事業の対象となる施設に要求する性能は、「添付資料（1）要求水準書」において示す。

7. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

詳細の内容は、「添付資料（1）要求水準書」において示す。

8. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

本契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、本契約及び本契約に付帯する事業計画に関する紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

9. 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

9.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。詳細については、本事業にかかる設計及び建設工事請負契約書（案）において規定する。

9.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

本契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

10. その他事業の実施に関し必要な事項

10.1 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、市のホームページを通じて行うものとする。

10.2 公正な参加の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

10.3 事業者を選定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、参加者がいない、あるいはいずれの参加者の提案によっても本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、本プロポーザルを中止することとし、その旨を速やかに公表する。

10.4 参加者が 1 者のみであった場合

本事業に対する参加者が 1 者のみであった場合は、「3. 事業者の募集及び選定に関する事項」に示す事項に基づき、参加者の審査を行い、提案内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、優先交渉者として選定することの可否を決定する。

10.5 参加に当たっての費用の負担

参加に当たっての費用は、すべて参加者の負担とする。

10.6 提出書類への取扱い

10.6.1 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、優先交渉者の承諾がある場合にのみ優先交渉者の提案書の一部又は全部を無償で使用するものとする。また、選定に至らなかった参加者の提案書類は、本事業の選定結果を公表する目的以外には参加者に無断で使用しない。

10.6.2 提出書類の返却

参加者から提出された資料は返却しないものとする。

10.6.3 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負うものとする。

10.7 環境への配慮

事業提案に当たっては、「都城市みどりと景観のまちづくり条例」を理解し、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- ア 省資源
- イ 省エネルギー
- ウ 地球温暖化ガスの排出抑制
- エ 周辺の生活環境（交通安全等）
- オ 周辺の景観

10.8 本事業に係るアドバイザー

本事業に係る市のアドバイザーは、以下のとおりである。

- ア 株式会社日水コン
- イ LM虎ノ門南法律事務所

10.9 本事業に関する問合せ先

都城市上下水道局 水道課

所在地 宮崎県 都城市下川東三丁目 3235 番地

電 話 0986-23-4270

F A X 0986-23-6440

電子メール komu@city.miyakonojo.miyazaki.jp

定 義 集

- (1) **本工事**：川東浄水場更新工事及び母智丘配水池改修工事をいう。
- (2) **既存施設**：既設川東浄水場及び既設母智丘配水池をいう。
- (3) **本施設**：本工事において整備する施設をいう。
- (4) **参加者**：本工事の参加資格確認において、本工事を実施するために必要な資格を有すると確認された者をいう。
- (5) **募集要項等**：本工事に係る「募集要項」、「要求水準書」、「優先交渉者選定基準」、「提出書類作成要領及び様式集」、「設計及び建設工事請負契約書（案）」をいう。
- (6) **コンソーシアム**：本工事の実施に係る公募型プロポーザル方式に応募する、設計企業、建設企業を含む複数の企業等により構成されるグループをいう。
- (7) **J V**：ジョイントベンチャー（J o i n t V e n t u r e）の略。本事業を実施する目的で複数の企業が出資して設立する合弁企業のことをいう。
- (8) **構成員**：コンソーシアムを構成する法人の一部で、直接業務を請け負う者をいう。
- (9) **代表企業**：コンソーシアムを代表して応募資格確認の申請及び提案書提出の手続を行う者をいう。

リスク分担表

(1) 共通事項

リスクの種類	リスク内容		負担者	
			市	事業者
入札説明書類リスク	①	入札説明書等の誤り・内容の変更によるもの	○	
許認可リスク	②	市の事由による許認可等取得遅延	○	
	③	上記以外の事由による許認可等取得遅延		○
法令変更リスク	④	法制度・許認可の新設・変更によるもの (本工事に直接の影響を及ぼすもの)	○	
	⑤	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		○
消費税変更リスク	⑥	設計及び建設業務に係る消費税の変更によるもの	○	
税制変更リスク	⑦	法人の利益に係る税制度の変更によるもの(法人税率等)		○
	⑧	本工事に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
住民対応リスク	⑨	本工事の実施そのものに関する地元合意形成	○	
	⑩	事業者が行う業務(調査・工事)に関する地元合意形成		○
環境リスク	⑪	事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○
	⑫	市が行う業務に起因する環境の悪化	○	
第三者賠償リスク	⑬	市の提示条件、指図、行為を直接の原因とする工事期間中の事故によるもの	○	
	⑭	上記以外によるもの		○
安全確保リスク	⑮	設計・建設における安全性の確保		○
保険リスク	⑯	施設の設計及び建設段階のリスクをカバーする保険		○
物価変動リスク※2	⑰	本工事に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)		○
	⑱	本工事に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
債務不履行リスク	⑲	市の事由による(市の債務不履行、埋蔵文化財の発見等)工事の中止・延期	○	
	⑳	市の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
	㉑	事業者の事由による(事業破綻、事業放棄等)工事の中止・延期		○
不可抗力リスク	㉒	本工事に係る、戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△※1

※1：△従負担 不可抗力における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※2：契約基準日の単価は、技術提案時点の単価を基準とする。

(2) 契約締結前

リスクの種類	リスク内容		負担者	
			市	事業者
応募費用リスク	①	本工事への応募に係る費用負担		○
契約リスク	②	市の事由による契約の未締結	○	
	③	事業者の事由による契約の未締結		○

(3) 調査・設計・建設

リスクの種類	リスク内容		負担者	
			市	事業者
用地リスク	①	本施設の建設に要する資材置き場等の確保に関する事		○
	②	土壌汚染、地下埋設物（既存資料で把握及び想定不可能なもの）に関するもの	○	
	③	地下埋設物（既存資料で把握及び想定可能なもの）に関するもの		○
測量・調査リスク	④	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	⑤	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
設計リスク	⑥	市の事由（提示条件等の変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
	⑦	事業者の事由（提案の不備、事業者の事由による履行遅れ等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
工事遅延・未完成リスク	⑧	市の事由による本施設の工事の遅延・未完工事費の増大	○	
	⑨	事業者の事由による本施設の工事の遅延・未完工事費の増大		○
施設性能リスク	⑩	本施設の要求水準不適合（施工不良を含む）		○
工事監理リスク	⑪	本施設の工事の監理に関するもの		○
引渡前損害リスク	⑫	本施設の引き渡し前に、本施設、工事材料、建設機械器具又は電気・機械設備について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○